

平成27年10月から

あなたに「マイナンバー(個人番号)」が届きます

平成27年10月中旬から順次、マイナンバー(個人番号)の「通知カード」がお住まいの市区町村から各世帯に届けられます。

届いた「通知カード」は大切に保管して下さい。組合は、平成28年2月頃に被保険者皆様のマイナンバーを確認する調査を行う予定です。ですからご協力ください。

今後は、組合の各種手続きにマイナンバーを記入していただくこととなります。

※住民票の住所地とお住まいの違う方は、「通知カード」の受領にご注意ください。



通知カードのイメージ

個人番号 ○○○○ ○○○○ ○○○○

生年月日 ○年○月○日

性別 女

氏名 番号花子

住所 愛知県○市○町1-1-1

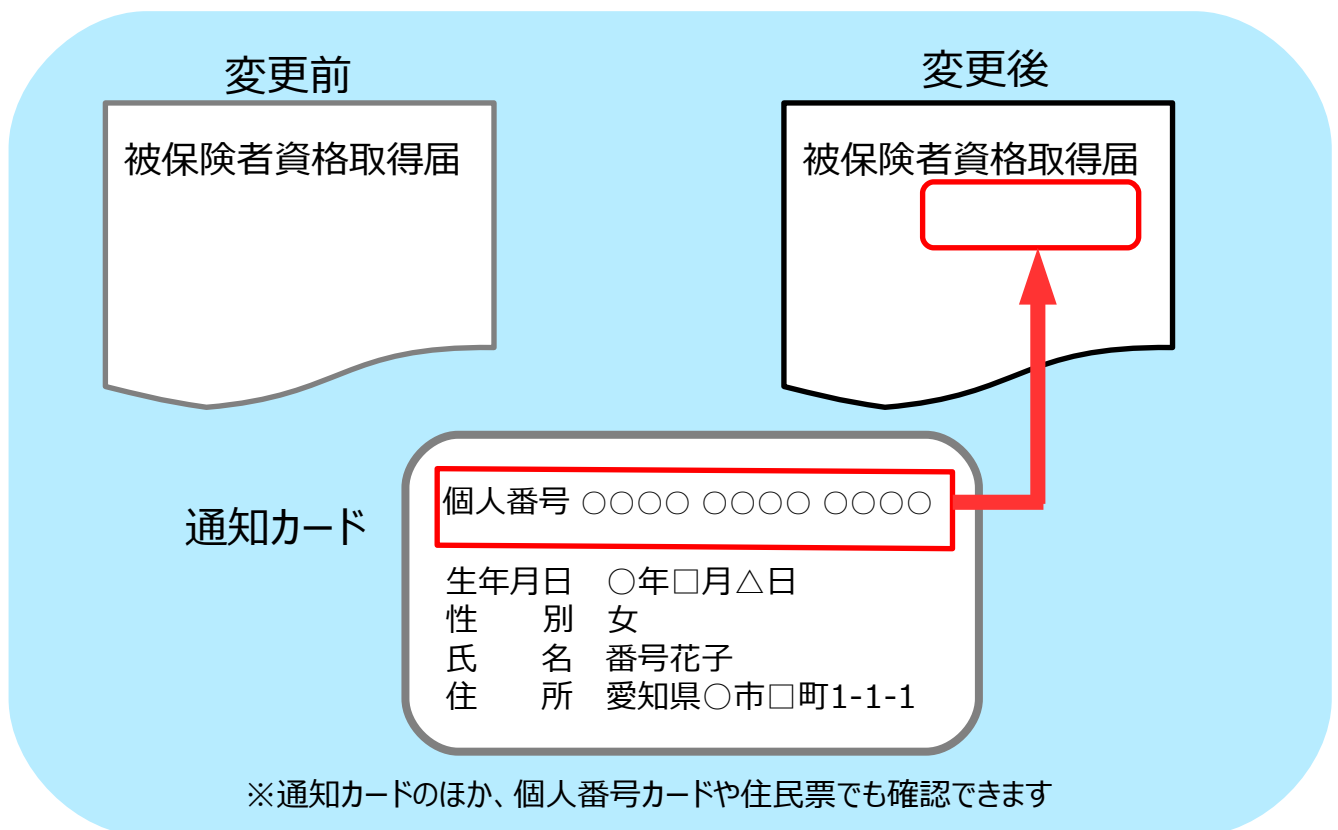
国民健康保険や
年金、税金、雇用保険等
の手続きで必要になります

1 平成28年1月から 個人番号欄にあなたのマイナンバーを記入してください

平成28年1月から、資格取得・喪失の届出、氏名変更の届出、療養費の支給申請、高額療養費の支給申請、高額介護合算療養費の支給申請、限度額適用認定証の申請等の様式に個人番号欄が設けられます。(平成27年1月時点の厚生労働省省令改正(案)に基づく)

マイナンバーは、皆さまの手続きを確実にかつ早期に進めるために必要な事項ですので、ご自分のマイナンバーを必ず記入して下さい。

組合は、マイナンバーを厳重に管理し、被保険者の異動事務・給付事務等に利用していきます。平成29年1月以降(予定)は、被保険者の各種手続きが必要であった住民票や所得証明書等が不要になる見込みです。



2 事業主組合員は、各種届出書等に従業員組合員や被保険者のマイナンバーが記入されていることを確認し、当組合に提出をお願いします

マイナンバーはプライバシーなどの関係で取り扱うことができる方は、制度上、各種手続きを行う者（国民健康保険組合などの「個人番号利用事務実施者」）や、これらの手続きを取次ぐ者（事業主組合員「個人番号関係事務実施者」）に限定されています。

事業主組合員（取次者）には、従来から届出等の取次業務を実施して頂いていますが、事業主組合員がマイナンバーを取り扱うことについては、当組合の規約に基づいて引き続き実施していただくことになります。

従業員組合員等にマイナンバーの提供を依頼するときは、通知カードを見て記載するよう依頼してください。通知カードのほか、平成28年1月以降、個人番号カードも希望により交付を受けることができます。このカードにもマイナンバーが記載されます。さらに、希望すれば、マイナンバーが記載された住民票が交付されます。 ※被保険者証にはマイナンバーは記載されません。

詳しくは、**社会保障・税番号制度（内閣官房）のホームページをご覧ください。**
ホームページ内にあるFAQ（よくある質問）もご活用ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>



問い合わせ先 マイナンバーの国民健康保険に関わることは、
 愛知県薬剤師国民健康保険組合 電話（052）238-6650